

北海道農作業安全運動推進本部規約

昭和51年5月21日制定

- 第1条 この本部は「北海道農作業安全運動推進本部」（以下「本部」という）という。
- 第2条 本部は農作業安全対策の一環として、農業機械利用農家の農作業安全確保に関する意識の高揚を図るとともに、農業機械による事故撲滅のための運動を推進するほか、安全な農業機械の普及をはかり、もって本道農業機械化推進に寄与することを目的とする。
- 第3条 本部は札幌市におく。
- 第4条 本部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 農作業安全運動に係る基本方針の設定および企画と、これにもとづく事業の実施。
 2. 農作業安全運動のための啓蒙指導。
 3. その他、農作業安全運動推進のために必要な事項。
- 第5条 本部は前条の事業について、その一部を地区推進本部を通じて実施できるものとする。
- 第6条 本部は農作業安全運動を推進しようとする関係機関、団体ならびに関係会社等をもって構成する。
- 第7条 本部は次の役員をおく。
- (1) 理事 4名
 - (2) 監事 2名
2. 理事および監事は総会において選任する。
 3. 理事のなかから本部長1名、副本部長1名を互選する。
- 第8条 本部長が本部を代表する。
2. 副本部長は本部長を補佐し本部長に事故あるときは、本部長を代理しその職務を行う。
 3. 理事は理事会を組織し、本部業務を執行する。
 4. 監事は本部の業務の執行および経理を監査する。
- 第9条 役員任期は2年とする。ただし再選を妨げない。
2. 補欠のため選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第10条 本部に実行委員会をおく。実行委員は本部を構成する関係機関、団体ならびに関係会社等の担当者各1名をもって構成し、本部長が委嘱する。
2. 実行委員会は本部業務の具体的推進方法について協議する。
- 第11条 本部の事務局は、北海道農業公社内におくものとする。
2. 本部に事務局長をおき、本部長が任免する。
- 第12条 総会は毎年5月本部長が招集して開催しその議長となる。
- 第13条 総会は次の事項を議決する。
1. 農作業安全運動に係る基本方針および事業計画、収支予算。
 2. 事業報告および収支決算。
 3. 分担金の額および納入方法。
 4. その他、本部業務の推進について、必要な基本的事項。
- 第14条 本部業務の円滑な推進を期するため、本部長は理事会の議決をえて「安全委員会」をおくことができる。
2. 「安全委員会」は本部長の諮問に応じ重要事項について審議するほか本部業務の専門的事項について協議する。
 3. 安全委員は関係機関、団体ならびに試験研究機関等の関係者のなかから、本部長が委嘱する。
- 第15条 本部の経費は、委託料、交付金、分担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第 16 条 本部の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 17 条 この規約は、平成 2 年 6 月 1 日より適用する。

この規約は、平成 3 年 5 月 31 日より適用する。

この規約は、平成 13 年 5 月 30 日より適用する。

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。